

Q & A集（令和7年10月20日公表）

番号	ページ等	項目	質問事項	回答案
1	募集要項 7	(2)募集区画の申込みについて	企業用地②の分割申込を希望する場合、申込書（様式1）等にはどのように記載すればよいか。	公表済みの「申込書（様式1）」を更新しましたので、記載例を参考に希望分割案を記載してください。 ※市分割案については、「企業用地②の市分割案（令和7年10月20日公表Q A関係資料）」をご参照ください。 併せて、「事業計画概要書（様式3）」の添付資料として、配置図面等に希望する分割線を記載して御提出ください。
2	募集要項 7	(2)募集区画の申込みについて	企業用地②の分割申込で、希望する区画形状が他社の別区画形状と重複した場合、分割する区画形状等どのように決定されるか。	企業用地②の分割申込が複数あった場合の分割形状の決定にあたっては、もっとも多くの点数を獲得した優先交渉権者（以下、トップという。）の希望する区画形状を優先します。 劣後となった方は、トップが使用する区画を除いた残りの区画で立地することができる場合に優先交渉権者とすることを想定しています。そのため、審査にあたって、申込時点の希望区画形状と異なる区画形状で立地可能かどうかを把握したいと思っておりますので、「申込書（様式1）」で区画形状の変更調整可否の意思表示をしてください。
3	募集要項 15	② 審査基準	企業用地②の分割申込について、審査基準への影響（加点・減点等）はあるか。	審査基準の才「市が目指すまちづくりとの整合」で、分割後に生じる残地の状況を考慮し採点する可能性があります。
4	募集要項 18	(2)募集区画の分割に関する事前相談	企業用地②の分割を希望する場合、申込受付期間中でも市への事前相談は必要か。	希望分割案によっては技術的な制約で実現できない場合も想定されるため、事前に御相談ください。

Q & A集（令和7年6月13日公表）

番号	ページ等	項目	質問事項	回答案
1	募集要項 3	(3) 高速道路アクセス	(仮称) 岡崎阿知和スマート I C の供用開始予定は、土地引渡日と同じか。	(仮称) 岡崎阿知和スマート I C は、阿知和地区工業団地の造成が完了し、進出予定企業が操業開始するまでの開通を目指します。
2	募集要項 6	(1) 募集区画図	募集区画図に記載されている乗入可能範囲以外の箇所からの乗入はできないか。	土地利用上の制約として、改変が難しい緑地があるほか、各関係機関（警察及び道路管理者）との協議により設置が認められないこともあるため、お答えをいたしかねます。
3	募集要項 8	(1) スケジュール	令和9年4月頃に予定されている土地の引渡し前に、建築確認申請をすることは可能か。	建築確認申請は、本工業団地に係る造成工事について完了公告（都市計画法第36条第3項）が行われた日から可能です。なお、土地の引渡しについては、募集要項8ページ”5 募集及び選定に関する事項”のとおり、令和9年4月以降を予定しています。
4	募集要項 9	② 企業の業種に関する条件	大分類Hに関し、小分類4411, 4412, 4711, 4721の一般貨物、特積貨物、倉庫業（冷蔵冷凍、ドライ共）は該当するか。	お示しの小分類（日本標準産業分類 大分類H：運輸業・郵便業）は、本募集事業における募集業種に該当すると判断されます。
5	募集要項 9	② 企業の業種に関する条件	申込者（デベロッパー）が、土地の購入及び施設を建設し、製造業や運輸業のテナントに賃貸することは可能か。	お示しの事業実施の可否は以下のとおりです。 【申込者と事業実施者が、親会社、子会社又は関連会社等の関係性を有する場合】 ・事業実施者が本募集事業における募集業種である場合は申込可能です。 【申込者と事業実施者が、親会社、子会社又は関連会社等の関係性を有しない場合】 ・募集要項9ページ”④ 企業の申込条件 カ”に該当するため、申込みできません。
6	募集要項 9	② 企業の業種に関する条件	プロセスセンター（食品加工工場＋物流センター）は申込可能か。	本募集事業における募集業種に該当すると判断されるため、申込可能です。
7	募集要項 9	② 企業の業種に関する条件	データセンターは申込可能か。	データセンター（日本標準産業分類 大分類G：情報通信業）は、本募集事業における募集業種に該当しないため、申込みできません。
8	募集要項 9	② 企業の業種に関する条件	製造業と運輸業と比較して、製造業が有利ということはあるか。	選定にあたっては、提出書類及び必要に応じて実施するヒアリングの内容から、選定委員会が募集要項15ページ”② 審査基準”を踏まえて総合的に審査します。
9	募集要項 9	④ 権利の制限に関する条件	土地売買契約締結日から10年以内に土地・建物を売却したい場合、売却先の企業が「当該物件の用途を土地売買契約締結日から10年以内は変更しない」という義務を引き継ぎ確約があれば、売買する許可を得ることはできるか。	土地売買契約の本契約成立日から10年以内に売買等による所有権移転を行うときは、あらかじめ本市の書面による承諾が必要です。承諾にあたっては、本募集事業で提出された事業計画の記載内容に沿ったものであるかを基準に判断します。
10	募集要項 10	⑤ 契約に関する条件	契約保証金を預け入れる場合、土地に対し条件付所有権移転仮登記を設定することは可能か。	土地に対し条件付所有権移転仮登記を設定することは予定しておりません。
11	その他 -	-	道路と敷地の高低差が分かる資料を提供いただけるか。	「道路と有効地の高低差に関する図面」を参照ください。
12	その他 -	-	分割案を検討する為、敷地データを提供いただけるか。	検討にあたっては、市ホームページに公表されている資料を御確認ください。 分割案によっては、技術的な制限により実現が困難な場合も想定されるため、希望条件（面積等）について、事前に御相談ください。
13	その他 -	-	宅盤が概ね完成した際に、岡崎市でボーリング調査を実施する予定はあるか。また、そのデータは公表されるか。	実施する予定はありません。
14	その他 -	-	各企業用地は地盤改良などされた上での引渡しとなるか。その場合の地耐力基準を教えてください。	盛土を行う地盤が軟弱な不良土等の場合には、表土を剥ぎ取り良質な土砂に置き換えるほか、不良土が大量に堆積している場合などは、改良剤を添加混合して地盤改良を行います。 造成事業において、地耐力基準での判断を行っておりません。。